

議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 横浜駅きた通路・みなみ通路公衆無線LAN整備運用業務委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(2) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について 【児童手当の支給に関する事務 全項目評価書(再評価)】</p> <p>(3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について 【小児医療費助成に関する事務 全項目評価書(再評価)】</p> <p>(4) マイナンバーカードの紛失事案に係る再発防止策について(諮問)</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告 ア 地域貢献送迎バスの実証運行に係る利用申請及び変更届出事務 イ 旧上瀬谷通信施設内農道立入承認証等発行事務</p> <p>(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 ア 特定非営利活動法人の認証事務に関する書類の電子化業務委託 イ 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」に関する事務 ウ 一般廃棄物処理手数料徴収事務 エ 横浜救急医療チーム(YMAT) 隊員証の作成業務委託 オ 横浜市災害医療アドバイザー身分証の作成業務委託</p> <p>(3) 公の情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 芸術不動産事業推進のための環境整備実施事業</p> <p>(4) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告 本郷特別支援学校データ復旧作業委託</p> <p>(5) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告 ア 退職後の地域活動に向けたきっかけづくり事業に係るパンフレット等の封入・封かん作業委託 イ 移動状況に関するアンケート調査業務委託</p> <p>(6) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託 市民向け講座「葉っぱアートの生きものたちをつくろう！」運営業務委託</p> <p>(7) 横浜市電話納付案内センターへの追加委託についての報告 横浜市電話納付案内センターへの追加委託について</p> <p>(8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書(5件)</p> <p>(9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書(15件)</p>
-----	--

	<p>(10) 個人情報ファイル簿兼届出書（6件）</p> <p>(11) 個人情報ファイル簿変更届出書（2件）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 「平成29年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」について</p> <p>(2) 個人情報漏えい事案の報告（平成29年11月25日～平成30年1月26日）</p> <p>(3) その他</p>
日 時	平成30年1月31日（水）午後2時00分～午後4時50分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	花村会長、加島委員、小嶋委員、清野委員、土井委員、中村委員、新田委員、糠塚委員
欠席者	芦澤委員
開催形態	公開
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・審議事項(1)～(4)について承認する。 ・報告事項、その他について了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから、第161回横浜市個人情報保護審議会のご審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。</p> <p>本日は、芦澤委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、8名の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>（花村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>始めに、第160回審議会の会議録についてですが、審議の前に事務局から非公開案件の議事の記載についてご説明をお願いします。</p> <p>（事務局） 教育委員会事務局のいじめ調査報告書の案件では、公表版のサンプルというものを審議会の資料として配付し、それを参考にしながら審議していただきましたが、サンプルの中に個人情報が含まれるということで、会議を非公開としました。</p> <p>しかし、会議録の公開は、会議の公開とはまた別の観点で考える必要があります。審議の内容も可能な範囲で公開して、いじめ調査報告書の公表版の公表について審議したということをはっきりと明かにしていくほうがよいと思いました。そのため、サンプルに具体的に言及して、個人情報に係る審議がされている部分を除いて会議録を作成しました。</p> <p>（花村会長） 会議録を読むと、いい議論がなされています。できる限り公開していこうという方向ではないかと思えます。特にご意見がなければ、</p>

承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(各委員) <異議なし>
(花村会長) それでは承認といたします。

2 審議事項

(1) 【案件1】横浜駅きた通路・みなみ通路公衆無線LAN整備運用業務委託について

(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。

最初に案件1「横浜駅きた通路・みなみ通路公衆無線LAN整備運用業務委託について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件1につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(加島委員) アクセスポイントは何か所できるのですか。

(所管課) 現在、きた通路とみなみ通路2か所ずつで、合計4か所を想定しています。

(加島委員) アクセスポイント1か所につき、同時接続可能台数は60台ということですか。

(所管課) そうです。

(加島委員) ログはNTTが自動で取得するのですか。

(所管課) はい。

(加島委員) では、特にルーターの周りなどには情報は置かないですか。

(所管課) そうです。

(加島委員) 横浜市が指定する固有のSSIDはありますか。

(所管課) 横浜市で指定しているSSIDがあります。みなとみらいで利用しているものと同じものにアクセスできるようになります。

(加島委員) それを必ず使うことが条件ですか。

(所管課) はい。

(糠塚委員) Wi-Fi事業は既の実績のある事業だという話でした。これまで問題は起きていないですか。

(所管課) 昨年みなとみらい地区で設置し、現在、運用しています。特に大きな問題は聞いていません。

(糠塚委員) 何か問題が起きたときに電話で受付対応するということでしたが、市役所の中に受付があるのですか。

(所管課) 受託者側が多言語で対応できるコールセンターを開設し、運用時間内はアクセス時のサポートやトラブル対応をしています。

(糠塚委員) 運営の保守管理は再受託者が行うという説明でした。コールセンターは受託者が行い、そこから再受託者に連絡が行くのですか。

(所管課) 基本的には受託者が問合せ先を設置すると聞いていますが、確認します。

(糠塚委員) 受託者がトラブル対応などするのであれば、お客様対応をする

と明記したほうがいい気がします。

(所管課) 審議資料の「3 審議に係る事務」の「問合せ・緊急時(障害発生時)の対応」には書いていますが、受託者か再受託者のどちらが行うのかははっきり書いていません。

(糠塚委員) 誰が責任を持って対応するのかを書いたほうがいいです。

(所管課) はい。

(糠塚委員) そうすると、受託者も完全に再受託者に任せ切りではなく、運営に関わるということですね。

(所管課) はい。

(糠塚委員) 受託者の仕事内容に書いてもいいのではないのでしょうか。

(所管課) 「4 個人情報の管理体制」に明記するようにします。

(花村会長) 全部、再受託者に業務を投げてしまうわけではないですよ。

(所管課) ないです。

(花村会長) 廃棄報告書の提出を受託者と再受託者にも義務付けるということですが、再受託者がまず受託者に廃棄報告書を出し、それが受託者から実施機関に提出されるのでしょうか。それとも、受託者、再受託者それぞれから提出されるのでしょうか。

(所管課) 基本的には我々は受託者から報告を受けます。

(花村会長) 再受託者は受託者に提出するということですね。

(所管課) はい。

(花村会長) このような事業は今後も行うのでしょうか。

(所管課) みなとみらい地区で実施し、今回は横浜駅の通路で実施します。今回と同じ手法ではないかもしれませんが、横浜スタジアムはオリンピック・パラリンピックの会場となります。関内関外を含めた都心臨海部のかなり広い範囲でWi-Fiを整備できないか現在検討しています。

(花村会長) 日本は整備が遅れているらしいです。

(加島委員) そのようですね。オリンピック・パラリンピックに向けて東京などでもかなり進むのでしょうか。

(所管課) 違う部署になりますが、横浜駅とみなとみらい地区にとどまらず、関内も含めた広範囲でもっと整備できないか検討しています。

(花村会長) ほかに特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(2) 【案件2】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について
【児童手当の支給に関する事務 全項目評価書(再評価)】**

(花村会長) 次に、案件2「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【児童手当の支給に関する事務

全項目評価書（再評価）】の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び評価書名について説明>

(所管課) <資料に基づき事業概要、変更点を説明>

(花村会長) ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見をいただきたい
と思います。

(糠塚委員) 児童手当現況届電子申請データファイルを取り扱える事業者は、
国の認定を受けているという説明でしたが、1社しかないということ
でした。そうすると委託先はその1社しかないわけですが、評価書の「委
託先名」で「未定」として名前を書かなかったのはなぜですか。

(所管課) 現状は確かに1社しかありません。ただ、他の会社が国の内閣
官房の担当部署に申請した場合には認定される可能性があります。現状
では契約を交わしていないので、「未定」としました。

(花村会長) 可能性としては、ほかの事業者ということもあり得るとい
うことですね。

(所管課) 申請があればということです。

(糠塚委員) 国が認定しないと取り扱えないのならば、なぜ委託先は再委託
できるのですか。

(所管課) 今現在、再委託は受託者も考えていません。ただし、業務が広
がったときに再委託が生じる可能性はあります。委託する際は、横浜市
の約款に基づいて契約することになっています。その中では、「あらかじめ
委託者の承諾を得れば、再委託できる」ということになっています。

(糠塚委員) 国から認定されていない事業者にも再委託できるのですか。

(所管課) 全体の業務については認定を受けた事業者に委託しています。
その業務の一部であれば、あらかじめ委託者である横浜市に報告して、
承諾が得られれば再委託できます。

(糠塚委員) 取り扱う情報が重要なので、かなり厳しい基準が国で設けられ
ています。それをクリアしていない限り取り扱ってはいけないと理解し
ていました。横浜市が一義的に認めたとしても、国が認定したわけでは
ありません。

(所管課) 本市の約款上は「再委託できる」となっています。ただし、
条件等をいろいろ鑑みて、再委託をするかしないかはまた別です。

(花村会長) 国が認定した事業者で行うのならば安心だけれど、再受託者が
どうなのか心配だということです。事業自体が再委託を前提とされてい
るような部分もなきにしもあらずです。その際は横浜市に報告があり、
事業者を調べて「大丈夫だ」ということになれば再委託する形になるわ
けですね。

(所管課) はい。

番号法上、再委託については委託元の承諾を得た場合に限り認めて
います。

(花村会長) 糠塚委員のご質問はもっともですが、番号法上、承諾があれば
再委託できるということになっているのですね。

(中村委員) 再委託することになった際にはもう一度審議会に諮るのによ
うか。

(総務局行政・情報マネジメント課) 民間送達サービス事業者が国の認定を受けて行う事務の一つに、マイナポータルの地方公共団体用メニューから申請用データをダウンロードする作業があります。これは認定された事業者が、特定個人情報の入った申請データそのものをダウンロードする作業を行うことになっています。

今回、再委託が想定されているのは、データのダウンロードを行った後の印刷や、印刷物の整理・発送などの業務です。内閣官房が民間送達サービス事業者に認定を出しているのは、データを取り扱うサイトからダウンロードすることに関しての業務です。その部分を再委託することは想定していません。

(糠塚委員) このデータに限っての話ということで、横浜市の約款の中にそういうことは入っていないですか。

(総務局行政・情報マネジメント課) 横浜市の委託契約約款の中では、委託先が再委託をすることは原則、禁止していますが、委託元で認める場合には可能となっています。実際、現時点では、委託先のほうで印刷・配送の業務を再委託する予定はないと聞いています。評価書上、現時点で再委託しないとした場合で、本市が再委託する場合には、改めて評価をいただく必要があります。

現時点では再委託の予定はありませんが、業務の性質上、再委託が想定されることもありますので、今回、評価書上は「再委託を想定する」ということで書きました。

(糠塚委員) 評価書の「再委託の許諾方法」の欄に、今おっしゃったことは入れないのでしょうか。

(花村会長) そこまで必要でしょうか。再委託のことについて「しない」という形になると、もし再委託することになった場合、もう一度再評価しなければいけなくなります。

(事務局) 評価書の「再委託の許諾方法」があります。2行目に「再委託を行う場合には、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。」とあります。「個人情報取扱特記事項第8条(再委託禁止等)」の条文の中に、実施機関の承諾を得れば再委託が可能であることが明記されています。

(糠塚委員) 実施機関の許諾というよりも、更に拘束の強い許諾条件が必要ではないでしょうか。国が付けた条件であり、横浜市の条件ではないからです。ですから、国の条件に従った約款でなければいけません。

(事務局) 国が認定した部分の業務を再委託に出してはいません。

(糠塚委員) はい、従って、国がやってはならない業務については法令で再委託しないことになっているので、その部分は明記できないかという質問です。

(花村会長) 国が認定した部分を再委託してはいけなくて、その他の部分は再委託を前提とされているという理解でよろしいですか。

(総務局行政・情報マネジメント課) 内閣官房が民間送達サービス事業者の認定をする規約というのは入手できていません。その中に再委託を禁止することが明記されているのであれば、そちらを記載することは可能だ

と思います。法令上、特段、民間送達サービス事業者の取扱いが定められているわけではないので、どこまで明記できるかという部分はありません。確認して、可能であれば追記します。

(新田委員) 母親たちの間で、児童手当についてやり取りがされています。問合せがあったときに、支給金額の基準は明確にされているのでしょうか。

(所管課) 児童手当の金額自体は、年齢や第何子であるかによって定められています。所得制限もあります。一定の所得を超えている人は特例給付になると決まっています。

(新田委員) 母親たちは「うちはいくらだ」と話すので、基準をしっかりともらえればと思います。

(土井委員) 児童手当の対象人数が30万人以上と書いてあります。電子申請でどのぐらいの人が申請する見込みでしょうか。

(所管課) 児童手当の対象者の全数としては約30万人になります。基本的には郵送で申請してもらえるように個別に送っています。現在、窓口に来る人が2割ぐらいで、6万人ぐらいいます。残りが郵便です。

そのうちどのぐらいの人が電子申請するのは想像しにくいですが、仮に1パーセントだとすると3,000人、10パーセントだとすると3万人です。子育て中の人にはパソコンやスマートフォンを使ったやり取りを普段からしています。忙しくて市役所に行きにくい人は、好きな時間に申請ができます。また、郵送のようにお金がかかりません。パソコンでの申請に抵抗感が少なく、忙しい世代です。利便性が向上するという意味では徐々に増えていくのではと思います。

(土井委員) 割合が増えてもそんなに問題は起きないかなと思いますが、対応は可能でしょうか。申込数が多くなると、パンクしてしまう可能性を心配していましたが、事業者に委託するのならば、増えても可能かなと思いました。

(所管課) 郵送と市役所窓口と、日本郵便から送られるものの3方向で紙データが来ます。総数の30万は変わらないので、本市の事務処理はそれほど大きな影響はないかなと考えています。委託事業者側で取り扱う数が増えたり、全国の自治体でサービスを展開したときかどうかというところはあるかだと思います。本市の事務効率化としては、将来的には紙ではなく直接システムに取り込んで事務処理していけるようになっていけばいいと思います。

(加島委員) 電子申請は、マイナンバーカードを持っている人でないできませんか。

(所管課) 基本的にそうです。

(加島委員) その割合から考えると、電子申請は1パーセントくらいかなと思います。

(所管課) マイナンバーカードの取得率自体は10数パーセントです。若い世代のほうが高いことも考えられます。電子申請の利便性が認知されていけば、逆にマイナンバーカードの普及にもつながる面もあるかと思っています。

(花村会長) 糠塚委員のご発言を附帯意見とするのかどうかという問題は残ります。評価書の「再委託の許諾方法」について、何か附帯意見を付けますか。このままでいいのではないかと思います。

(糠塚委員) 内閣官房に何らかの文書があれば、そのまま転記することは可能だと思います。そういう文書がないと、横浜市で勝手に作るわけにはいきません。それ次第だと思います。

(花村会長) では、それは後で検討してもらおうということで、あえて附帯意見とせず、承認してよろしいかと思います。

(糠塚委員) 横浜市の認識というよりも、そういう意向でこの事業が行われているのだということを確認しておいていただければいいと思います。

(事務局) では、そのように対応します。

この案件について、1つお知らせしておきたいことがあります。マイナンバー制度が始まったときに、第三者点検を審議会で行うことが決まりました。その際、これまで既に事務の委託をしていたものについて、新たにマイナンバーを取り扱うことになるので、「条例の委託の審議も必要になる」という話がありました。

ただ、第三者点検の中で、委託に当たってのリスク等も評価書に詳細な記載があります。そのため、既に条例の委託の審議をしているもので、第三者点検を実施するものについては、委託の変更の審議は報告をすることでもいいとの了解をいただいています。

今回のマイナポータルでの電子申請のデータの取扱いの委託については、まだ条例の審議を行っていない事務になりますので、別途、条例の審議が必要となります。委託の審議は、通常、受託者が個人情報を取り扱う前までに審議会に諮ることになっています。6月からマイナポータルからの電子申請が始まるので、3月か5月の審議会でも再度、委託の審議ということでお諮りする予定です。

(花村会長) 分かりました。ほかに特にご意見がなければ、承認とさせていただきます。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(3) 【案件3】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について
【小児医療費助成に関する事務 全項目評価書（再評価）】**

(花村会長) 次に、案件3「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【小児医療費助成に関する事務全項目評価書（再評価）】の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び評価書名について説明>

(所管課) <資料に基づき事業概要、変更点を説明>

(花村会長) ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見をいただきたい

と思います。

市民税が非課税かどうかという情報は今までは入手していませんでしたが、今回から入手するということですね。また、特例勸奨事務を廃止するのでその2点について変更があるので、再評価するということですね。

(所管課) はい、そうです。

(土井委員) 特例勸奨事務の廃止は大きな変更だと思います。評価書の変更箇所一覧には、「特例推奨事務」は、変更前にも変更後も記載がありますが、まだ残るのですか。

(所管課) 今年の8月から一斉更新に変わります。7月末分まではまだこれまでのやり方で行います。一斉更新に変わる前のところも含めて残っていく書類と理解しています。そのため、6月、7月のことも念頭に置いて、「特例勸奨事務」という表現は残しています。

(土井委員) 特例推奨事務の廃止が正式に決まった後に、その記述が完全になくなるのですか。

(所管課) 評価書の別添2「特例勸奨事務」の図には、「30年8月以降に廃止」と記載しています。今年の8月からは一斉更新に変わるので、この事務はなくなります。7月末まではまだあるので、「事務の内容」の欄にはまだ残しています。8月以降、削除して再評価するかかどうかというのは事務手続上の話になります。事務としてはなくなります。

(土井委員) 今回特例勸奨事務の廃止について触れずに再評価するよりは、廃止される日程まで決まっているので、廃止することについて明示しているという理解でいいですか。

(所管課) そうですね。

(土井委員) その手順は問題ないですか。

(花村会長) 今回評価上、完全に削除してしまうわけにいかないでしょう。

(総務局行政・情報マネジメント課) 評価書上は、「事務の内容」の欄についてはアスタリスクが付いていて、「重要な変更」となっているため、今回、再評価をお願いしています。30年8月以降、特例勸奨事務がなくなった後、評価書の定期的な見直しの際に記載を削除することは方向としてはあるかと思いますが。

(土井委員) 特例勸奨事務の記載を削除した評価書がまた出てくる可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

(所管課) はい。削除するタイミングについてはまた相談していきたいと思います。この制度はまだ拡大の余地もあるので、今後、変更で第三者点検をお願いするときに、「従前のこの事務は削除しています」と説明する可能性もあります。8月に入って実際に廃止してから削除して、簡単な報告をするという方法もあるかと思いますが、その方法は事務局と相談します。

(花村会長) 基本的には、8月に入った段階で特例勸奨事務はなくなるからまだ残しておくということですね。

(所管課) そうです。事務の廃止後、記載を完全に削除する可能性もあります。あるいは、今回、重要な変更に当たるということで事前に審議し

ていただいておりますので、その内容について時期が来たら「削除した」ということで、評価書の末尾の変更箇所に記載するということも可能です。

(花村会長) 分かりました。ほかに特にご意見がなければ、承認とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(4) 【案件4】マイナンバーカードの紛失事案に係る再発防止策について (諮問)

(花村会長) 次に案件4「マイナンバーカードの紛失事案に係る再発防止策について(諮問)」の審議に入ります。

はじめに、実地調査の報告書について、事務局よりご説明いただきたいと思っております。

(事務局) 第三者評価委員会で行っていただきました神奈川県戸籍課の実地調査について報告書がまとまりましたので、第三者評価委員会加島委員長からご報告をいただきたいと思っております。

はじめに加島委員長から花村会長に報告書を渡していただき、最終報告にあたっての全体的な講評、所感等がございましたらお話しいただければと思っております。

変更点については、事務局から後ほど詳しくご説明をいたします。

なお、委員の皆さまには、答申案の添付資料として第三者委員会の調査報告書をお配りしております。それでは、加島委員長、よろしくお願い申し上げます。

<加島第三者評価委員会委員長より花村会長へ提出>

(加島委員) 11月9日に神奈川県戸籍課の実地調査を行いました。報告書に「まとめ」という項目があり、そこに記載しましたが、第三者評価委員会では、今年度の実地調査対象として、マイナンバーカードの重要性に鑑み、区役所2か所を調査しました。その調査が終わった時点で、交付前のマイナンバーカードを多数紛失する事案が発生しました。市長が本事案の諮問に際し述べているとおり、横浜市への信頼を失わせるだけでなく、マイナンバー制度の信頼を揺るがすもので、極めて遺憾です。諮問を受け、本委員会では盗難や内部不正といったリスクを念頭に、改めて厳しい視点で調査を行い、再発防止策に関する意見をまとめました。

また、「横浜市はこのような事案が二度と発生しないよう、組織を挙げて抜本的な対策が求められていることを強く認識し、本報告書が生かされることを期待しています。」と記載しました。

第三者評価委員会としては、改めてPDCAサイクルを見るということで、この報告書のとおり行われているかどうかについても調査すべきという意見がありましたので、また検討したいと思っております。

細かい点についてはこの後、事務局からご説明をお願いします。

(事務局) 前回11月に中間報告ということで一度ご説明をしましたが、そ

の後更に第三者評価委員会に変更があった点についてご説明したいと思います。

まず、報告書の2ページ、3ページは、大きな変更は特にありません。若干、構成を変えています。「2 調査の実施」の「(2) 本件事案発生時における取扱概況」というふうに、事故発生当時の状況をまとめ、(3)で「対応状況」というふうに内容を整理しました。

続きまして、4ページで「マイナンバーカードの保管方法」に関して、中央より少し上の「ただし」以下は、少し説明が足りなかったので段落加えました。

その下の「このほか」で始まる二つの段落は、「マイナンバーカードの保管状況」ということで共通性があるので、後ろのほうに「その他」で記載のあった事項をこちらへ盛り込みました。

続きまして、5ページで、「マイナンバーカードの定期的な在庫確認を行うべき」は、2行目の最後に「月に一度行うことが望ましい」とありますが、中間報告では「2か月に一度程度」という記載になっていました。所管課にはたくさんのマイナンバーカードがあるので、「2か月に一度等の高頻度に行うことは難しい」という意見がありました。改めて第三者評価委員会に諮ったところ、「間隔を開けずに点検を繰り返すことがむしろ重要であるので、毎月行うのがよい」という意見をいただきました。ただし、事務的に難しければ、いろいろと工夫の余地があるだろうということでした。枚数の確認だけにとどめる月を設けたり、部分ごとに毎月チェックするなど行うべきであるというご意見をいただきました。

「定期的に在庫確認を行う場合」という段落の記述も、「マイナンバーカードの確認作業に携わる回数は、連続2回を限度とし、2回を超える場合は担当者に報告する等の取扱いが必要である」というふうに少し詳しくなっています。その後の最後の一文に「不正利用や事故対応の観点から、在庫確認を行った場合、記録簿を保管されたい」というような記述も加わっています。

その後のなお書きで始まる段落も新たに付け加わりました。

「ウ 作業について」の上の段落も新しく付け加わったものです。定期的な在庫確認についてはきちんと計画を立てて、上局にも報告するようという記述が加わっています。

6ページでは、「イ 廃棄の際の確認」について、下から2段落目「なお」で、廃棄業者に廃棄を依頼する際の注意事項が新たに加わっています。

8ページ「アルバイトの業務範囲」ですが、2段落目「業務の効率性を考えればアルバイトにも行わせたい業務もあると思われるが、その際常勤の職員と職責が異なる」という表現を加えています。「アルバイトに任せるとリスクが生じる」というだけの書き方では、アルバイトが信用できないというマイナスのイメージが強いので、「職責が異なる」という理由を一言加えました。

「その上で責任職は」で始まる段落を新しく追加しています。アルバ

イトに任せるのではなく、その内容はちゃんと責任職も把握しているべきであり、指導する職員も具体的な手順等に習熟する必要があるといった記述です。

(5)の最後の段落も新しく付け加わっています。神奈川県戸籍課では、臨時窓口を開設したときに任期付の雇用をしています。その臨時窓口がなくなったときにアルバイトが切り替わりました。引き続き従前やっていた職員の中にアルバイトを入れています。中には2か月という期間で雇用しているアルバイトもいます。2か月では短いのではというご意見がありまして、記述を付け加えています。

その下の「職場の風土づくり」は、具体的な記述を少し補足しています。

最後に先ほど加島委員長からお話がありましたが、「まとめ」を付けています。

(花村会長) 続いて、当審議会の答申について審議します。

(事務局) 別冊の答申案があります。前回の議論を踏まえ、答申案を作成して事前に送付しました。答申案に委員からのご意見を加え、事務局で修正したものを基にご審議をお願いします。

「案 0131」は、1月11日にメールで送付したのから修正した部分について網掛けをしてあります。本日は委員からのご意見等を踏まえ変更した点を説明します。

まず、第3の「再発防止策」ですが、基本的には第三者評価委員会の報告書がベースになっているので、答申案では細かいことまでは書いていません。第3の「1 マイナンバーカード保管方法及び取扱場所等について」(1)の2行目「執務時間中も原則、施錠管理することとする」とあり、更に第三者の報告書では「日中も施錠管理して、鍵の管理者である課長・係長の不在の際には開錠しない」という記載があります。この点は新田委員から「管理者不在時に鍵を使用しないことになると、万一そこに入っているマイナンバーカードを取りに来た市民がいたときに、サービスの低下にならないか」というご意見がありました。管理者というのは課長・係長合わせて2人、3人いるかと思われれます。通常は鍵の管理者全員が不在にならないようにしたり、どうしても管理者全員が不在になる際には戸籍課には専任職がいますので、専任職に預けるといった運用上の対応を取っていくことで対応可能と思われれますので、記載は変更していません。

「(2) 取扱場所の制限等」の下から3行目「なお」以下を付け加えています。前回の審議の中で誤廃棄の可能性について中村委員からもご指摘がありました。誤廃棄や重要書類の混入防止の観点から執務室で使用するごみ箱にフタをするといった対策も必要ではないかといったご意見があったので追加しています。

「(3) カードの定期的な在庫管理」下から4行目に2行追加しています。先ほど第三者評価委員会の報告書の変更点で報告がありましたが、第三者評価委員会の「月一回の点検が必要だろう」という話があったので、答申案にも同様に追加しました。

第三者評価委員会の報告書では、防犯カメラについて言及している記載が2か所出てきます。執務時間中のマイナンバーカード保管庫の施錠が困難な場合と、目の届きやすい取扱場所の確保が困難な場合に、対策として防犯カメラの設置を検討したほうがよいのではという指摘がされていますので、答申案にも同じように追加しています。

また、第三者評価委員会の報告書では、防犯カメラは各項目の中に入っているだけですが、前回の審議会では、防犯カメラの議論がかなりされていきましたので、答申案では、別途項目立てをしています。

6ページの「不要となったマイナンバーカードの廃棄について」(1)の真ん中辺りに2行ほど追加しています。小嶋委員からのご指摘により、国の通知について、正式な通知名を入れました。

7ページの「5 役割の明確化及びアルバイトの業務範囲等について」で、下から4行目「特にアルバイトの業務範囲については、常勤職員とは職責が異なることから」という記載を追加しました。第三者評価委員会の報告書に合わせて追加しましたが、新田委員からも「アルバイトの側からすると、信用されていないという印象を受けてしまうので、少し配慮できないか」ということで、文言を追加しました。

9ページの「2 市としての統一ルールの不存在について」の2段落目2行目から「当初」以降を少し追加・変更しています。「当初、各区役所の現場に任せたようである」という表現になっていましたが、実際は市民局窓口サービス課で全区に臨時交付窓口を設置し、予約システムを導入し、共通の事務フローを用意していました。実際の状況に合わせて少し文言を追加しました。

10ページの「3 あらゆる機会をとらえた意識啓発について」2段落目「神奈川区では、個人情報保護研修に参加できなかった職員に対して、詳細な説明もないまま」と修正しました。小嶋委員から「少し分かりにくいのでは」というご指摘をいただいたので修正しています。

修正点については以上でございます。

(花村会長) ご説明をいただきました答申案について、委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(小嶋委員) 9ページの2の7行目「各区役所の実状に応じた対応としたようである」とあります。「ようである」という表現はあいまいではないかと指摘させていただきました。審議会で「ようである」と書くと、「なぜきちんと調べないのか」と受け取られないかと思いました。もう少し表現を変えたほうがよいと考えました。

(事務局) ここは修正漏れです。どのような表現がよろしいでしょうか。

(花村会長) 小嶋委員はどのように修正したのでしょうか。

(小嶋委員) 修正したのではなく、表現があいまいなので、もう少し検討をお願いしますと指摘しました。

(花村会長) 確かに「ようである」という表現は何となく無責任です。「対応としていたところである」でどうでしょうか。

それでは、ただ今ご指摘があった箇所は修正していただくということで、原案のとおりとして、よろしいでしょうか。なお、細かな文言の修

正は会長に一任していただく、ということによろしいでしょうか。
(各委員) <異議なし>
(花村会長) それでは承認といたします。

3 報告事項

- (1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告
 - ア 地域貢献送迎バスの実証運行に係る利用申請及び変更届出事務
 - イ 旧上瀬谷通信施設内農道立入承認証等発行事務
- (2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
 - ア 特定非営利活動法人の認証事務に関する書類の電子化業務委託
 - イ 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」に関する事務
 - ウ 一般廃棄物処理手数料徴収事務
 - エ 横浜救急医療チーム（YMA T）隊員証の作成業務委託
 - オ 横浜市災害医療アドバイザー身分証の作成業務委託
- (3) 公の情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
芸術不動産事業推進のための環境整備実施事業
- (4) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告
本郷特別支援学校データ復旧作業委託
- (5) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告
 - ア 退職後の地域活動に向けたきっかけづくり事業に係るパンフレット等の封入・封かん作業委託
 - イ 移動状況に関するアンケート調査業務委託
- (6) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託
市民向け講座「葉っぱアートの生きものたちをつくろう！」運営業務委託
- (7) 横浜市電話納付案内センターへの追加委託についての報告
横浜市電話納付案内センターへの追加委託について
- (8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（5件）
- (9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（15件）
- (10) 個人情報ファイル簿兼届出書（6件）
- (11) 個人情報ファイル簿変更届出書（2件）

4 その他

- (1) 「平成29年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」について
- (2) 個人情報漏えい事案の報告（平成29年11月25日～平成30年1月26日）
- (3) その他

(花村会長) それでは、次に、「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。まず「3 報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配付資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長からご説明いたします。

なお、個人情報漏えい事案につきましては、配付資料により内容をご確認いただき、疑問点等があればご連絡いただく、というかたちでお願いいたします。

追加資料をご覧ください。報告事項(1)から(7)までが類型報告案件です。(8)から(11)が提出された届出書の報告です。

漏えい案件については後ほど御確認くださいというお話をしましたが、今回、113 ページに付いている漏えい案件は先月の報告漏れで、本来は11月にご報告しなければいけませんでした。かなり重要な個人情報漏えい事故になりますので、ご説明させていただければと思います。

家庭内トラブルがあった方が、住所を置いたままA区に居所を移しました。その後、区役所から本人に連絡を取る必要があった際、不用意に別居中の配偶者のY様に電話をしてしまいました。さらに留守電になっていたので、区名と課名を残してしまいましたため、住所を秘匿しているにも関わらず、どこの区にいるのかが推測される情報を残してしまった事案でした。

横浜市では、このような事案が二度と起こってはいけないということで、これを受けて全局に通知を出しました。平成30年1月26日付市市情第1442号の通知です。この通知の中で、DV等被害者に接触する際の対応方法について新たにルール化しました。

この通知には別紙があり、具体例が四例ほど載せてあります。これは全て横浜市で実際にDV等被害者の漏えい事案として記者発表したものです。通知だけではどういう状況だったのか分かりづらいところもあるので、具体例も一緒に示して、どういう問題があり、どこに気を付けたらいいのかを付けています。

もう1点、この報告資料とは別ですが、逗子ストーカー殺人事件において、被害者の遺族が、市に個人情報漏えいがあったということで、市に対して損害賠償を求めた訴訟の判決が先日ありました。これを受けて市民情報課として通知を出しています。平成30年1月17日付市市情第1419号の通知です。

逗子市の事件が起きたのは平成24年ですが、この事件をきっかけに横浜市では関係課が集まり、個人情報の照会に対し、どう対処したらいいかというマニュアル的なものを作り、全区局に周知しています。これも改めて確認してもらうようにということで通知を出しました。この通知については、2月に開催される横浜市の情報共有推進会議や各区の総務課長会議で再度周知する予定です。

(花村会長) 今回の事案に関して、個人情報が漏れた後の経緯は把握していませんか。

(事務局) 今回の事案で、家族から「そちらの区にいるのではないか」という連絡が区役所にあったということです。

また、逗子ストーカー事件については、新聞に逗子市の再発防止策について少し載っていたので、改めて逗子市に問い合わせました。

(糠塚委員) 今回の事案で、報告では「謝罪した」とのことですが、被害に遭った人が予防として転居したいとの申出があった場合、横浜市ではその補償をするのですか。

(事務局) DVの場合、シェルターもあります。シェルターに移ったときの費用は予算として積算しています。この事案がどうかだったかというのは分かりません。

(花村会長) ほかに特にご意見がなければ、了承とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは了承といたします。

次に、「4 その他」に移ります。「(1)「平成29年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」について」、まず事務局から説明をお願いします。

(事務局) 横浜市個人情報の保護に関する条例では、第58条第2項において「横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会」を設置し、実施機関における個人情報の保護に関し、審議会が必要と認める事項についての実地調査及び審議を行っております。

例年であれば、11月の審議会で報告していただいておりますが、神奈川区を対象とした臨時の実地調査を行ったため、8月に行った通常の実地調査の報告についても、本日、併せて第三者評価委員会 加島委員長 からご報告をいただきます。

まず、委員長から花村会長へ報告書をお渡しいただき、その後、報告書の概要をご説明いただきます。

なお、報告書に係る今後のスケジュールですが、2月9日に、花村会長と加島委員長から、神奈川区を対象とした実地調査もあわせて、実施機関の代表である市長に、対応は副市長となりますが、報告書を提出する予定です。提出後、記者発表(資料配付)を行い、市のホームページにも報告書の内容を掲載し、各職場にも周知を図る予定としております。

では、加島委員長、お願いします。

<加島第三者評価委員会委員長より花村会長へ提出>

(加島委員) 鶴見区と港北区で行った調査の概要を説明します。

報告書1ページの「実地調査の対象業務」は、「戸籍課業務に係る特定個人情報取扱事務」としました。選定の理由は、マイナンバー制度導入による影響度が大きいこと、住民異動の手續に伴い、マイナンバーカードを取り扱う機会が多いこと、平成28年度までの本市での特定個人情報を含む漏えい事件13件中8件が区戸籍課で発生したことにより選定しました。具体的な対象についてはマイナンバーカード交付件数の多い二つの区役所を対象としました。報告書ではA区、B区として記載しています。

「2 調査の結果概要」です。今回の調査対象においては、特定個人情報取扱事務はおおむね適正に行われていましたが、一部に改善を要するもの等がありました。調査の結果に関する本委員会としての意見は、「ほかの職場においても参考となり得る取組を評価するもの」、「現状必

要と思われる改善を求めるもの」、「本委員会独自の視点で個人情報保護推進に資すると思われる事項」を提案事項として記載しました。ここでは主なものだけを紹介します。

まず、「(2) 評価するもの」としては7項目ありました。イのB区戸籍課に関しては、ヒヤリ・ハット事例が起こった際には責任職に報告するようにし、報告された事例は職員で共有及び記録することで事故防止に努めており、報告を推奨するよう積極的に取り組むことで、事故があった際に部下から上司に相談しやすくなることや、ミスの防止策が充実することで、職員が安心して働ける環境づくりとしての効果が見込まれます。

次にウ(ア)では、両区戸籍課において、1人の職員が担当の重複を引き起こさないようローテーションを組んで実施しており、通常時はもとより、繁忙時期もローテーションを徹底し、リスクを低減しようとする取組を業務に反映させていることを評価しました。

(イ)では、両区戸籍課において、漏えい事故を含む事務処理の事故が朝礼等で速やかに情報共有されており、事故状況や課題を確実に共有することは、市内の同様の事故を未然に防ぐ取組として評価しました。

8ページの「(3) 改善を求めるもの」は6項目ありました。9ページの2(イ)です。両区戸籍課では、書類を出力するのは複数の端末でプリンターを共有しており、複数の端末操作者が一つのプリンターに同時に出力することにより、書類が混入する危険性が依然として残されています。一つの端末に対し、専用プリンターを使用できるよう環境整備を行うこと、短期的に措置することが困難な場合はプリンターやプリンターの設置場所付近にこういった危険が存在する旨の注意喚起の表示を行うなど対応するよう指摘がありました。

2(ウ)では、両区戸籍課において、特定個人情報を記載した書類の保管場所の鍵については、休業日や夜間は多重に施錠された状態で保管されているものの、業務運営の必要上、日中は職員ならば誰でも利用が可能となっていました。その日の最後の鍵使用者を明確に記録したものは、どちらの区においても確認できませんでした。施錠による安全管理措置は、鍵の複製や盗難を防止する措置と同時に実施する必要があります。不正利用防止や事故対応の観点からは、本来であれば鍵の保管責任者を決め、他の職員が使用できないようにすることが望ましいです。しかし、業務上そういった対応が難しい場合は、最低限、鍵の使用者を記録に付けて管理することを徹底するよう指摘がなされました。

10ページの(4)の「提案事項」ですが、5項目ありました。11ページの「2(エ)市として誰がどの研修を受講したか、人ごとに把握することは、個人情報の適正な取扱上、有効であるため、各職員ごとに研修の記録が確認できるデータベースを作成し、保管するなどの対応をすることを提案しました。

「3 まとめ」についてです。12ページの2段落目の「特定個人情報に関する研修については、市の特定個人情報を取り扱うほかの部署でも一律に行われている内容であり、受講者記録の作成及び保存は全市的な

対応が望まれます。

次に4段落目、今回の実地調査を行った戸籍課では、マイナンバー制度導入当初に発生した、特定個人情報に記載された書類の誤交付等を踏まえた再発防止を図るため、各区が様々な取組を行っていることが確認できました。

一方で、6段落目で、各区の実情に応じて蓄積された優れた取組が十分に明文化・集約化されていない部分も多く見られます。職員や管理者の入れ替わりがあった際、これらの取組が継続して実施されなくなる恐れがあります。必要な保護策が確実に引き継がれていくよう措置を講ずることで、よりよい個人情報保護体制を築いてもらいたいと意見を述べました。

最終段落です。本市で起きた交付前のマイナンバーカード大量紛失事案を踏まえ、別途第三者評価委員会で調査した後、再発防止策について、横浜市個人情報保護審議会の答申が行われました。今回の報告書と併せて、特定個人情報の適切な取扱いについて確認していきたいと思います。(花村会長) ただいまの報告について何かございますか。よくやっていただいたので、特にご質問がなければ、この内容で提出します。

(小嶋委員) 1点よろしいですか。マイナンバーカードの取扱いについては、取りに来なかったものは一定期間経過後に廃棄します。平成27年10月以降に簡易書留で送られたマイナンバーの通知カードも、郵便局の保管期間を経て未配達のもは横浜市に戻されていると思います。その保管はどうなっていますか。

(事務局) 通知カードで戻ったものは区役所で渡していました。その後どうなっているかは確認します。

(清野委員) 現在、研修制度はとても進歩して、録画よりもEラーニングのほうが明らかに効果があります。大学教員のEラーニングはとても難しく、途中で何度も戻ってもう1回読まないといけないと解けませんでした。難しくする必要はありませんが、作り方次第で非常に有効です。人件費も節約になるし、全庁的にEラーニングを使った研修の仕方は有効であるという観点を持って、作っていただけたらと思います。

(糠塚委員) 研修した後、定着しているかどうか、しばらく経ってから、いつからいつの期間に、ということで全く予告なしで抜き打ちのテストがあります。

(清野委員) 抜き打ちテストで80点以上でないともう一度、1からやらないといけません。

(小嶋委員) アルバイト採用時に研修を受けさせていなかったことが分かりました。審議会の委員としても非常にその点は遺憾だと思っています。審議会では、個人情報を取り扱う業務を委託するときには、受託先で研修を行っているかどうか、かなり厳格に審議します。横浜市自体がアルバイトに対して研修を行っていないことは、改めて問題を深く重大に受け止めてもらいたいです。

(糠塚委員) 今まで以上に、個人情報が漏えいすると重大な被害が及ぶことが明らかになってきたときに、個人情報を扱う受託者も認定された事業

	<p>者でなければならないという話がありました。法定でないにしろ、市民にとっては、資格のあるものにしかやらせないというのは自分の情報管理の保護体制としてシステムがあるわけです。私たちは今まで簡単に委託と再委託の審議をやってきていますが、受託者の資格はこれから厳しく問われてくると思います。</p> <p>何を委託されているかという委託の本質自体は、自らの責任においてやらなければならないと思います。受託者の持つ資格が市民の情報漏れに対するシステム上の保証になっていることをよく認識してください。再委託というのは、その保証を破ることではないかと思います。何を委託されているのか、厳しくチェックしてもらえれば有り難いです。</p> <p>(事務局) 先ほどご質問のありました返戻された通知カードがどうなっているか所管課に確認しました。初回発送が27年10月に始まりまして。一斉に送られた分で未達又は受取拒否されたものは区役所に保管していましたが、随時廃棄が始まっているそうです。廃棄が完了している区もあれば、まだ途中の区もあるそうです。今年度中に完了するというところで進んでいます。</p> <p>初回発送の後に産まれた人などに新しく発送して戻ってきたものはまだ保管しているそうです。あくまで廃棄を完了させるのは初回発送分についてです。</p> <p>通知カードは無料で再交付が可能です。仮に廃棄されてなくなっても、区役所窓口で簡単に再交付の手続きが取れます。</p> <p>(小嶋委員) 分かりました。ありがとうございます。</p> <p>(花村会長) 本日予定された議事は以上ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございますが、2月28日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願いします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございます。</p> <p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございます。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料 (1) 第161回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第161回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項 次回は平成30年2月28日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は平成30年2月28日第162回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡